

回覧

平成30年10月17日

各位

かすみがうら市長 坪井 透
(農林水産課扱い・公印省略)

有害鳥獣捕獲の実施について（お知らせ）

このことについて、イノシシによる農作物への被害防止のため、下記のとおり有害鳥獣捕獲を行いますのでお知らせします。

捕獲期間中は事故等の無いように安全には十分注意して実施をしますので、皆様方のご理解、ご協力をお願いいたします。

記

1. 捕獲鳥獣 イノシシ
2. 捕獲期間 平成30年10月28日（日）から11月25日（日）まで
3. 捕獲区域 雪入、山本、上佐谷、下佐谷、中佐谷、上志筑、中志筑、
上土田（一部）、上稻吉（一部）、下稻吉（一部）

※「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」
を遵守し、住居や公園など人が集まる場所や銃禁区域
での捕獲は実施しません。

4. 捕獲方法 銃器・わなによる捕獲
5. 従事者 かすみがうら市有害鳥獣捕獲隊（オレンジ色ベスト着用）
6. 連絡先 かすみがうら市役所 都市産業部 農林水産課 産業振興担当
TEL 0299-59-2111
029-897-1111 内線2503

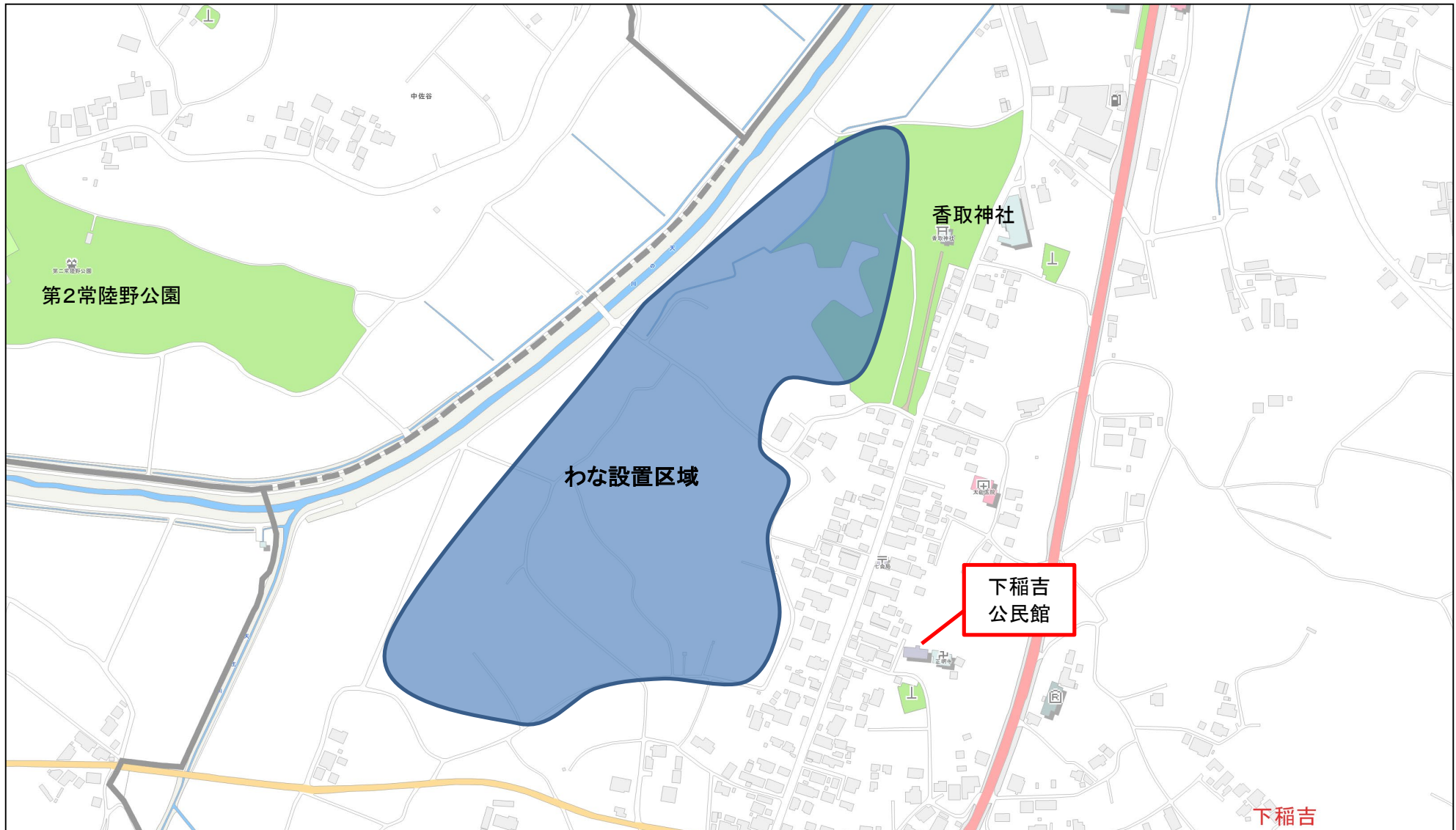
有害鳥獣(イノシシ)捕獲実施区域



捕獲鳥獣	イノシシ
実施期間	平成30年10月28日から平成30年11月25日
対象地区	雪入、山本、上佐谷、下佐谷、中佐谷、上志筑、中志筑、上土田(一部)

有害鳥獣(イノシシ)捕獲実施区域(下稲吉の一部)

捕獲鳥獣	イノシシ
実施期間	平成30年10月28日から平成30年11月25日



有害鳥獣(イノシシ)捕獲実施区域(上稲吉の一部)

捕獲鳥獣	イノシシ
実施期間	平成30年10月28日から平成30年11月25日

